

※詳しくは☎にお問い合わせください。

イノシシにご注意ください!

☎ 63-1443

市内各地からイノシシの目撃情報やイノシシによる農作物被害の報告が寄せられています。農作物被害を防止するためには、イノシシを地域に寄せ付けないことが重要です。

◆イノシシを寄せ付けないため

- ①ペットの餌は放置しない。
- ②ゴミ、野菜くず、落下果実などを屋外へ放置しない。
- ③餌などを決して与えない。人間を恐れなくなり、将来的に被害をもたらす場合があります。

◆イノシシに出会った時

- ①刺激せず、静かにその場を立ち去るか、物陰に隠れるなどしてください。ほとんどの場合は山へ帰って行きます。

- ②威嚇したり、あわてて走ったりすると危険です。興奮させることはやめましょう。
- ③ウリ坊（イノシシの子供）にも近づかないで下さい。近くに親がいることが多いです。

■防護柵の補助を行っています

●対象者

市内に住む人で、イノシシにより農作物被害を受けた人

●補助金の額

- ・設置に要する費用の50%（千円未満切り捨て）
- ・最大5万円
- ※補助金の交付には要件があります。詳しくはお問い合わせください。

2020年版市民手帳の予約を受け付けます

☎ 57-7184

県や市町村の最新統計資料などを掲載している、コンパクトで使いやすい市民手帳の予約を受け付けます。

●主な内容（2部構成）

【日記編】

- ◆月間予定表、見開き週間カレンダー（左ページに週間カレンダー、右ページはフリースペース）



▲くまモンも出てくる紺色のかわいい手帳です

【資料・名簿編】

- ◆市民課窓口事務、ごみの出し方、市避難所一覧など

NEW

- ◆観光マップ&観光地紹介
熊本県のおすすめ観光地を紹介

NEW

- ◆道の駅マップ&物産紹介
農林水産物の食べごろを紹介

- サイズ 縦17cm×横9.4cm 昨年より縦の長さが2cmアップ

- 価格 550円（税込）

- 発売予定月 11月（予定）

- 予約方法 政策企画課窓口か電話か市ホームページから予約

※数に限りがあります。早めの予約をお願いします。

介護予防拠点を利用しませんか

☎ 63-1418

高齢者の生きがいづくりを応援するため、公民館のバリアフリー化を進め、介護予防拠点である「通いの場」づくりを行っています。介護予防体操、いきいきサロンや高齢者見守りなどの介護予防活動を行っています。お気軽にご利用ください。

●平成30年度整備 介護予防拠点施設一覧

- ・月田区公民館
- ・新町区公民館
- ・万田西区公民館
- ・上井手下区公民館
- ・樺公民館



万田西区公民館

危険なブロック塀の撤去費用を補助します

☎ 63-1498

老朽化して傾いたブロック塀は、地震時に倒壊し、通行人に危害を及ぼしたり、避難・救護活動の妨げになる可能性があります。市では、住宅や事業所などから避難所への経路に面する危険なブロック塀の撤去に必要な経費を補助します。

●補助対象

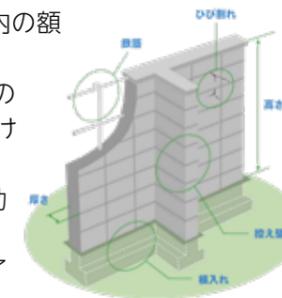
次のすべてに該当するもの

- ①点検表で確認した結果、安全対策が必要なもの
- ②補助対象となる道路に面しており、道路面からの高さが80cm以上のもの
- ③ブロック塀自体の高さが60cm以上のもの
- ※この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

●補助額

- ・工事費の3分の2以内の額
- ・20万円
- ・撤去するブロック塀の長さに1万2千円をかけた額

- ※最も少ない方の補助額となります。
- ※予算に達し次第終了します。



●コンクリートブロック塀の点検表

検査項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ
	高さ2m以下の塀で10cm以上		
3 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている		
4 控壁 (高さが1.2mを超える場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出してある	はい	いいえ
5 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6 傾き	全体的に傾いていない、かつ1mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
8 その他	塀が土留め壁を兼ねていない、かつ玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ

※1つでも不適合がある場合は、補助対象の①に該当します。（わからない場合は不適合）

消費税の引き上げに伴い使用料・手数料を改定します

10月1日から消費税率（地方消費税率を含む）が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、本市の公共施設の使用料や手数料などについても税率引き上げ相当分の料金改定を実施します。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。ご理解とご協力をお願いします。

●使用料を改定する項目

施設名など	担当課	連絡先
上下水道 ※1	企業局総務課	☎ 64-3350
総合文化センター		
万田炭鉱館	政策企画課世界遺産・文化交流室	☎ 63-1274
万田坑施設		
メディア交流館		
小岱工芸館	くらしいきいき課地域協働係	☎ 57-7163
みどり蒼生館		
働く女性の家 (エポック・荒尾)	総務課男女共同参画推進室	☎ 63-1139

施設名など	担当課	連絡先
潮湯	福祉課総務係	☎ 63-1406
中央公民館	生涯学習課社会教育係	☎ 57-8125
運動公園施設		
地域体育館	生涯学習課スポーツ推進係	☎ 63-1681
学校体育館		
市民病院特別病室	市民病院医事課	☎ 63-1115

●手数料を改定する項目

施設名など	担当課	連絡先
し尿くみ取り		
ごみ処理 (指定ごみ袋、施設搬入)	環境保全課環境業務係	☎ 63-1370
市民病院診断書、証明書料など ※2	市民病院医事課	☎ 63-1115

※1…11月検針分から改定対象

※2…保険診療外（併用療養費、避妊リング料、人工妊娠中絶料、巻き爪に対するワイヤー治療、セカンドオピニオン相談料）も改定対象。